

社団法人 町田法人会報

社団法人 町田法人会

東京都町田市原町田3-4-4
町商会館内

TEL. 0427 (26) 2453
(26) 4132

発行日 昭和60年1月26日
第14号(通刊42号)

昭和60年
新春号



写真提供：日本法令

題字は早川町田税務署長

目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| 年頭のごあいさつ(三橋会長) | 2 |
| 新年のごあいさつ(町田税務署長) | 3 |
| 新年のごあいさつ(東京税理士会町田支部長) | 4 |
| 税務署からのお知らせとお願い | 5 |
| 部会だより | 11 |
| 委員会だより | 13 |
| 短 信 | 16 |



新年のごあいさつ

町田税務署長 早川 博治

明けましておめでとうございます。

昭和六十年の新春を迎え、社団法人町田法人会員の皆様に心から新年のお慶びを申し上げます。

三橋会長さんをはじめとしまして役員及び会員の皆様には平素から税務行政につきまして、深いご理解とご協力を賜わり、紙上をお借りして厚く御礼申し上げます。

昨年は、町田法人会におかれましては、会員の皆様の長年にわたる会勢拡大の熱意がついに実り、法人会加入率が東法連傘下46法人会中のトップに躍り出るというまことに輝かしい年でありました。

また、会活動の面でも、会員の方がたに好評の初級・中級簿記講習会の継続、新企画による各地域別税務経営研修会の開催等、質の面でもその充実ぶりが発揮された年でありました。ご承知のとおり我が国は申告納税制度を採ってきており、すべての納税者が自ら進んで適正な申告と納税をされることを理想としております。この理想を実現するためには、納税者の申告納税制度に関する正しいご理解とご協力が不可欠であり、そのための

法人会の行う諸事業が極めて重要であります。

どうぞ、今年も一層のご尽力のほどをお願い申し上げます。

ところで、税をとりまく環境はますます厳しくなっています。一方に122兆円を越える公債の発行残高があつて財政の改革が迫られており、他方には税負担の公平を求める国民の関心と期待が一層の高まりを見せております。このような時にあつて、私ども税務に携わる者としましては、こうした国民の要請に応えることが、信頼される税務行政の確立に通ずる所以であると考え、公平な課税の実現を目指して努力を続けなければならないと決意を新たにしているところであります。

どうか、皆様方におかれましても、税務のよき理解者として、一層のご協力を賜わりますようお願い申し上げます。

終りになりましたが、今年一年が貴会にとりましてますますのご発展の年となりますよう、また会員各位のご事業のご繁栄を祈念いたしまして、新年のごあいさつといたします。



早めに、正しく

納税者の多くは、適正な申告や納税をしているのに、一部に悪質な脱税者がいることは、残念なことであるとともに、腹立たしいことです。

このような脱税者は、5年以下の懲役という社会的な制裁を受けたり、余分な税金を納めるばかりでなく、名誉・信用の失墜、精神的苦痛といった制裁も受けることになるわけですから割にあわないとしかいいようがありません。

ところで、今年も確定申告の季節がやってきました。

早めに、正しい申告を済ませて、すがすがしい春を迎えたいものです。確定申告は、3月15日までです。



新年のごあいさつ

東京税理士会町田支部長 飯田 義忠

あけましておめでとうございます。

町田法人会々員の皆様には、お元気で新春をお迎えることと存じます。

本年度の国の予算は、大蔵省原案によりますと、一般歳出三年間連続マイナスという厳しい編成を余儀なくされております。

国債発行残高 122兆円という重圧にあえぎながら「増税なき財政再建」にむけての財政健全化の行方を、納税者としてしっかり見守って参りたいと存じます。

町田法人会におかれましては、従来の初・中級簿記講習会に加えて、新たに地区別の研修会として「あなたの会社の損益と分岐点」講座を行なうなど、きめ細かい事業が実施されましたが、これらの研修会等への参加会員は徐々に増加し、名実ともに行動する会としての評価が会員の中に滲透して参ったものと思います。その結果会員増強運動もすばらしい成績をおさめられたことは、まこ

とに御同慶にたえません。

東京税理士会町田支部におきましては、御会のご要請にこたえ、会員増強運動に対する御支援、研修会や諸事業への講師派遣など、積極的なご協力を申し上げて参りました。

私共の支部も、昨年は5周年記念事業として、記念誌の発刊、記念式典の挙行、支部旗の製作などの行事をすべて終え、会員数は設立時72名が現在 115名に達し、支部体制もようやく確立された感がいたします。

法律で定めた税に関する唯一の専門家団体として、常に公共的な役割りを果して参る所存ですが、当町田市にあって強力な納税者の組織である町田法人会の皆様と、お互いの立場を尊重し相協力しながらあゆんで参りたいと願っております。

新しい年が皆様方にとりまして輝かしい発展の年でありますよう、心からお祈り申し上げ年頭のご挨拶といたします。

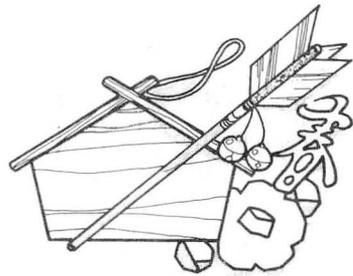
謹しんで新春の ご挨拶を申し上げます

東京税理士会 町田支部

| | |
|------|-------|
| 副支部長 | 早川 昇 |
| 〃 | 安部 泰弘 |
| 〃 | 浜田 建次 |
| 〃 | 武井 克己 |

東京税理士会

| | |
|-----|-------|
| 理 事 | 山内 鍊哉 |
|-----|-------|



～税務署からのお知らせとお願い～

所得税・贈与税の申告と 納税は3月15日(金)まで

◎ 申告はお早めに

- 所得税の申告と納税は2月16日(土)から3月15日(金)までです。
- 3月に入りますと窓口が大変混雑しますので、申告書の提出やご相談は、早めをお願いします。
- 申告書の提出は郵送でも結構です。

《申告が必要な方》

所得税

◎ 事業・不動産・利子・配当・雑所得などある方。

- (1) 59年中の各種所得金額の合計額から基礎控除、その他の所得控除を差し引き、その金額を基にして算出した税額が配当控除額より多い方。
- (2) みなし法人課税を選択している方。

◎ 給与と所得のある方

- (1) 給与の収入金額が1,500万円を超える方。
- (2) 給与を二ヶ所以上から受けている方。
- (3) 一ヶ所から給与の支払いを受けている方で給与と所得以外の所得の合計が20万円を超える方。

◎ 譲渡所得がある方

59年中に土地や建物を売った方。
(ご自分の住まいを譲渡した場合、3,000万円の特別控除か、買換えの特例が受けられますが、いずれも申告が必要です。)

◎ 還付申告を提出する方

多額の医療費のあった方、中途退職の方、住宅を取得した方等。
(申告は、2月15日以前でも受け付けます。)

◎ 還付金の受取り方法

- ☆ 銀行振込みを希望される方
振込み銀行等(銀行、信用金庫、農業協同

組合)の名称、預金の種類及び口座番号を記載してください。(振込み預金口座は、申告書の住所、氏名と同じ住所、名義のものに限ります。)

- ☆ 郵便局からの受取りを希望される方
ご希望の郵便局名を記載してください。

◎ 上手な税金相談の受けかた

確定申告の時期には、税務署や、税務相談室へ相談が集中します。特に3月10日を過ぎますと、待ち時間が長くなります。

そこで、上手な税金相談の受け方のヒントを……

- (1) 何よりもまず早めに
- (2) 事後の相談より事前に相談を
- (3) 相談したい疑問点はメモして
- (4) 事実関係は正しく、できれば証拠書類を揃えて
- (5) 事実関係が単純な場合は電話で、複雑な事案は面接で

◎ 三税(所得税、事業税、市・都民税)の共同説明会

三税の共同説明会を下表の日程で行います。

日 程

| 月 日 | 時 間 | 会 場 ・ 所 在 地 | 対 象 地 区 |
|-------------|-----------------|--|------------|
| 2月6日 (水) | 9:30 ~12:00 | 町 田 市 役 所 2階特別会議室 (町田市中町1-20-23) | 町 田 忠 生 |
| | 13:30 ~16:30 | | 南 鶴 川 |
| 2月8日 (金) | 13:30 ~16:30 | 小山センター2階ホール (町田市小山町2508) | 堺 |

◎ 所得税、市・都民税の出張申告相談と受付

町田税務署では、市役所と共同で下記の日程で出張申告と受付を行います。

日 程

| 会 場 | 日 | 時 間 |
|------------|-------------|------------------|
| 南 支 所 | 2月18日、19日 | 午前9時30分 ～午後4時 |
| 忠生市民センター | 2月20日、21日 | |
| 南農協成瀬駅前支店 | 2月22日 | |
| 鶴 川 集 会 所 | 2月25日～2月27日 | |
| 玉川学園文化センター | 3月4日 | |
| 堺市民センター | 3月5日、6日 | |

◎ 税理士会の無料申告相談所

日 程

| 会 場 | 期 間 | 時 間 |
|-----------|--------------------------------------|----------------------|
| 鶴 川 集 会 所 | 2月25日(月)～2月27日(水) 3月4日(月)～3月5日(火) | 午前9時 30分～ 午後4時 |
| 南 支 所 | 2月25日(月)～2月27日(水) | |
| 忠生市民センター | 2月27日(水)～2月28日(木) | |
| 成瀬センター | 2月27日(水)～3月1日(金) | |

振替納税を、どうぞ！

確定申告の提出は、3月10日過ぎに集中しがちです。この時期、忘れ物、落とし物が多いのが、印かんとサイフです。申告を終えてホッとするせいとか定かではありませんが、気を付けていてもついでなくしてしまうことがありますね。

そこで、提案。納税も、ガスや電気、水道電話などの料金と同じように、振替にしませんか？ 納める期限を忘れて延滞税を払うこともなし、お金を落す心配もなし、それに何ととっても、納める手数が省けます。

手続きは簡単です。申告と同様に、手続きもお早めに、どうぞ。

確定申告期間中は、駐車場がありませんので、自動車での来署は、御遠慮ください。



少年『あ
の『シエ
ン』の名場
面を、今も

ぞ。申告は、正しくお早めにどうぞ。

シエーン、カム・バック

遙かなる山脈、馬に乗って去って行くシエーンの後姿、「シエーン、カム・バック！」と叫ぶ

鮮明に憶えていらっしゃる方が多いと思います。
2月16日から3月15日まで
所得税の確定申告の期間。納め過ぎの税金は帰ってきますし、新たに納める税金も、必ずわたしたちの社会のために帰ってきます。

受贈益及び債務免除益

法人が、他の者から資産を無償又は低額で取得した場合及び他の者から債務の免除を受けた場合には、原則としてその資産の譲受価額と時価との差額（受贈益）及び債務免除益は、益金に算入されることとなります（法22②）。

1 受贈益及び債務免除益の概要

受贈益及び債務免除益の税務上の取扱いを取得等した法人とその相手方とに分けて示すと、次のようになります。

| 事 例 | 取得等した法人の取扱い | 譲渡等した者の取扱い | |
|-------|-----------------------|--------------------------|---|
| | | 法人の場合 | 役員等個人の場合 |
| 無償で譲渡 | 資産の時価が受贈益になる | 左の受贈益に相当する金額が寄附金になる | 譲渡所得の基因になる資産の移転は、みなし譲渡になる（所法59） |
| 低額で譲渡 | 資産の時価と譲渡価額との差額が受贈益になる | 左の受贈益に相当する金額が寄附金になる | 資産の時価の $\frac{1}{2}$ 以上の価額で譲渡した場合は、その差額に課税関係は生じない |
| 債務の免除 | 債務の金額が益金になる | 左の益金に相当する金額が寄附金又は貸倒損失になる | 課税の問題は生じない |

（注）個人が、時価の2分の1以上の価額で資産を譲渡した場合には、その差額部分については問題となりませんが（所法59①二、所令169）、法人の場合には、譲渡価額に直接関係なく常に時価による譲渡があったものとされますので、金額の多少にかかわらず受贈益の問題が生じます。

| 譲渡の態様 | | 譲渡の当事者及び取扱い | | | | |
|---------------------------|------------------|-------------|---------|---|----|------------|
| 時価の2分の1以上の譲渡 (例えば6割相当) | 時価との差額 (4割相当) | 個人 | 適正譲渡 | → | 個人 | 適正譲受 |
| | | 個人 | 適正譲渡 | → | 法人 | 受贈益 |
| | | 法人 | 寄附金(給与) | → | 個人 | 一時所得(給与所得) |
| | | 法人 | 寄附金 | → | 法人 | 受贈益 |

（注）適正譲渡又は適正譲受とは、同族会社等の行為又は計算の否認の規定の適用（所基通59-3）を受けない限り課税問題が生じないことをいいます。

誤りの多い事例

☆ 子会社に対する運転資金の貸付けであっても、その利息は通常の利率によるべきであるのに、通常の利率よりも低い利率によっており、しかもその差額を寄附金と処理しなかった。

2 広告宣伝用資産の受贈益

広告宣伝用資産の受贈益については、特別の取扱いがあり、贈与を受けた広告宣伝用資産が専ら広告宣伝の用に供されるものであるか、贈与者側の広告宣伝と共に受贈者側の利便にも供されるものであるかによって次のように取り扱われます（基通4-3-1、4-3-2）。

| | | |
|---|---|-----------------------|
| 受贈益の内容 | 贈与を受けた法人の取扱い (販売店等である法人) | 贈与した法人の取扱い (メーカー等) |
| 専ら広告宣伝に使用される看板・ネオンサイン・どん帳などの受贈益 | 受贈益はない | 繰延資産になる (基通8-1-8) |
| メーカー等の商品や社名が表示され、広告宣伝を目的としていることが明らかな自動車・陳列棚・陳列ケース・冷蔵庫などの受贈益 | (メーカー等の取得価格×号)-(当社が負担した額)=受贈益 (この金額が15万円以下ならば受贈益はないものとされる) | |

3 未払賞与の免除益

未払となっている利益処分の賞与を支払わない場合においては、一定の要件を満たすと債務免除益とされないことがあり、その概要は次のとおりです（基通4-3-3）。

| 事 例 | 要 件 | 取 扱 い |
|-----------------|--|---------------|
| 利益処分の賞与を支払わない場合 | 業績不振等の場合で、支払わない金額が受給者全員について同一の基準で計算されているもの | 債務免除益がないことによる |
| | 上記以外のもの | 債務免除益になる |

- ① 未払配当金の支払免除の場合は、理由のいかんを問わず益金の額に算入されます。
- 2 未払役員賞与又は未払配当金の免除を受けた場合、これらに対する源泉所得税が納付されていないときは、原則として納付しなければなりません(所基通181～223共1～3)。

誤りの多い事例

☆ 当期に多額の貸倒れが発生したということから未払となっていた配当金、役員賞与を取締役会等の決議によって支払わないこととしても、その配当金、役員賞与は益金に算入されるのに、いずれも益金に算入しないまま確定申告書を作成した。

(図解法人税より転載)

うっかり、漏れやすい雑収入

メーカーからの宣伝用資産、返還不要保証金も要注意

調査官はここを否認した

〈ケース1〉 A社は、卸売業を営んでおり、使用済みの空容器の処分は従業員で組織する親ぶく会に任せ、従業員の福利厚生などのための費用に充てることとし、その売却代金は会社の利益に入れていなかった。

ところが、税務調査において空容器の売却代金のうち福利厚生などに支出していない残金50万円が親ぶく会名義の普通預金に残っていたため、会社の利益に加算された。

〈ケース2〉 B社は、家庭用電気製品の小売業を営んでいるが、メーカーであるX社から同社の商品名・社名を表示しているライトバン（X社の取得価額150万円）1台を無償で交付を受け、事業に使用していた。

決算において、この交付を受けたライトバンについては、無償で交付を受けたものであり、何ら経理処理を行わなかった。

ところが、税務調査においてこのライトバンは、X社から贈与を受けたものであるとして100万円を当期の利益に加算された。

〈ケース3〉 C社は、自社所有ビルの一室をY社に月額賃貸料20万円、権利金100万円、貸室保証金として200万円（解約時には現状回復のための償却費分として、うち20%は返還しない）で賃貸する契約を結んだ。

そして決算では、当期中の賃貸料と権利金のみを収益に計上した。

ところが、税務調査において貸室保証金200万円のうち返還を要しない40万円（200万円の20%）も、当期の収益に計上すべきものであるとして、利益に加算された。

なぜ否認されたか

ケース1のような空容器の売却収入を従業員の親ぶく、福利厚生のための費用に充てている例はよく見受けられます。

事例の場合、空容器は会社業務の過程で発生したものであり、その売却収入は、一度会社の雑収入に計上した後、親ぶく会に補助金として支出すべきものです。また、このような親ぶく団体について、事業経費の相当部分を会社が負担し、会社の役員等が当然にその団体の役員になるなど、実質的にみて会社と一体と認められるような事実がある場合には、その親ぶく会の損益は会社の損益として取り扱われます（基通14-1-4）。

A社の親ぶく会もこのような事実があつて、その財産は会社の財産と判断されたものでしょう。

業種別にみた雑収入の漏れやすいものには、次のような項目がありますのでご注意ください。

(1) 製造業

- イ 作業くず、仕損品、残材、廃品などの売却収入
- ロ 原材料の同業者への転売による収入

(2) 卸・小売業

- イ タバコ、ジュースなどの販売収入
- ロ 使用済みの空びん、空かん、段ボールなどの売却収入
- ハ 社員に対する取扱商品の販売

(3) 建設業

- イ 下請業者に使用させた車両、機械などの賃貸料収入
- ロ 工事の残材（鉄筋、生コン、仮設材）などの売却収入

(4) 料理、飲食業

- イ 祝儀・チップの収入
- ロ ハイヤー代、土産品などの立替金についての受け取りリベート
- ハ 従業員、家族の自家消費分

ケース2の受贈益は、販売業者が、メーカーなどから広告宣伝用として資産を無償で交付された例です。

原則として、資産を無償または低価で取得した場合には、取得した資産の時価相当額から取得のために支出した金額を控除した残額を、取得した日の事業年度の益金に算入しなければなりません。

しかし、事例のように交付を受けたライトバンが、メーカーの広告宣伝のためのほか、B社の事業にも使用できる構造である場合は、メーカーにおけるそのライトバンの取得価額の3分の2（150万円× $\frac{2}{3}$ ＝100万円）の利益をB社が受けたものとして取り扱われます（基通4-3-1）。

また、ケース3の預かった保証金のうち返還を要しない「償却費」分の金額は、保証金の預託を受けたときに、もはや返還を要しないほのですから、契約時点において収益に計上すべきものです。

- アドバイス**
- ① 金属製品の製造過程において発生した仕損品および作業くずを売却したが、その収入が漏れていないか。
 - ② 仕入先に預託してある営業保証金について、利息が付されることになっているのに、その計上が漏れていないか。
 - ③ 役員や従業員に貸し付けた住宅購入資金について、利息をとっているか。
 - ④ 営業所内に設置してあるタバコ、ジュースなどの自動販売機の収入、赤電話の収入および駐車料収入などが漏れていないか。
 - ⑤ 事務所、倉庫などの一部を関係会社または役員などに対して使用させている場合に、賃貸料収入をとっているか。

（大蔵財務協会「否認項目集」より転載）

通勤手当の非課税限度額の引上げのお知らせについて

このたび、所得税法施行令の一部改正が行われ、給与所得者の通勤手当の1か月当たりの非課税限度額が右のように引き上げられました。

- 1 この改正後の非課税限度額は、昭和59年4月1日以後に支払われるべき通勤手当（同日以後の通勤手当の差額支給分を含みます。）について適用されます。
- 2 既に支払われた通勤手当のうち、課税対象となっていた金額について、新たに非課税とされる部分の金額が生ずることとなった場合の税額の精算は、年末調整の際に行うことになります。

| 区 分 | | 改正後 | 改正前 |
|-------------------|--------------------------------------|---------------------|---------------------|
| ①交通機関等利用者の通勤手当 | | 21,700円 | 20,400円 |
| ②交通用具使用者の通勤手当 | 片道15キロメートル以上 （交通機関を利用した とした場合） | 8,700円 (21,700円) | 8,200円 (20,400円) |
| | 片道10キロメートル以上 | 5,000円 | 4,700円 |
| | 片道2キロメートル以上 | 2,600円 | 2,400円 |
| | 片道2キロメートル未満 | (全額課税) | (全額課税) |
| ③交通機関利用者の通勤用定期乗車券 | | 21,700円 | 20,400円 |
| ④上記の併用 | | 21,700円 | 20,400円 |

詳しいことについては、税務署の源泉所得税担当部門におたずねください。（税務署）

部会だより

〔源泉部会より〕

◎ 法人会員の皆様へお願い!!

源泉部会では部会活動の今後の進めかたについて広く会員の皆様方よりのご意見をうかがい、これを参考として行事計画を樹て出来得る限りご意向に添いたいと考え11月はじめ、アンケート形式にて、料金受取人払いのハガキを「法人の税務」に同封ご送付致しました。

まだご返送頂けない方々にはお手数で恐縮ですが出来るだけ早く皆様のお声を聞かせて頂きます

ようお願い申し上げます。

◎ 源泉部会の最近の事業活動のご報告 年末調整事務等説明会

町田税務署・町田市役所・町田法人会共催による年調事務の説明会につきましては、源泉部会担当にて下記要領により実施致しました。

なお実施に当り受付その他資料の配布等の要員としてお忙しい処にもかかわらず社員をご派遣頂きました、各事業所に対しまして衷心よりこの紙面をお借り致し厚く御礼申し上げます。

(部会長 四ヶ所守)

● 59年度年末調整事務等説明会

| 会 場 | 月 日 | 司 会 進 行 | 受付その他資料配布 |
|-----------|--------|-----------|-------------|
| 町 田 市 役 所 | 11月19日 | 芙蓉病院、四ヶ所守 | なかじま商事、久美堂 |
| 忠生市民センター | 11月20日 | 〃 〃 | 町田ガス、桜美林学園 |
| 八信南町田支店 | 11月21日 | 〃 〃 | 芙蓉病院、芙蓉病院 |
| 横浜銀行鶴川支店 | 11月22日 | 〃 〃 | 総合図書、愛洋商事 |
| 町 田 市 役 所 | 11月26日 | 〃 〃 | マツヤマ、マルカワ |
| 〃 | 11月27日 | 事 務 局、村 田 | 小田急、三和、玉川学園 |

〔婦人部会より〕

57年度発足以来、研修、部会の強化、本部との連携と協力して結束をはかってきました。

4月24日 東京法人会の研修会に五名参加、

日本経済新聞社、栗原信征氏による、世代の交替とこれからの経済見通しについて

評論家、秋山ちえ子氏による、ちかごろ思ふこと、と題しての講演会をききました。

10月3日 婦人部研修会を計画実行しました。

〔目的地〕 資生堂大船工場と東芝科学館の見学研修でした。参加者31名、署より4名の御参加をいただき、鈴木副会長の応援をお願いしました。

資生堂工場では動物実験による製品の管理などを、又科学館に於いては、科学の先端をゆく技術の粋を集めたものを見聞いたしました。

車中、会津指導官により税法、印紙税の勉強をいたしました。

〔記念撮影は神蔵副部会長〕

婦人部長 堤 敏子



研修会参加者



〔青年部会より〕

小川量司氏を講師に招いて 第5回公開経営問題 セミナー、を開催する

～テーマ 生き残る企業戦略、～

青年部会主催第5回公開経営問題セミナーが去る12月6日(木)午後7時より、町田市公民館大ホールに於いて開催されました。今回講師をおつとめ下さいました、小川量司氏は、戦後幾多の業種転換を経験され、ついに自社を日本一のジーンズショップに築きあげられた、株式会社マルカワの代表取締役であり時代の流れを豊かな感性で企業経営にとりいれ、その果敢な経営手腕と情熱は文字どおり、第一経営者の地歩を築かれ、又町田法人会の役員として指導的な立場にある方でもございます。

低成長時代の企業経営は、正に経営者個人の発想と資質が改めて問いなおされている厳しい状況にあるとも申せましょう。

実績にうらうちされた講師の生の講演を拝聴できる期待に胸はずませた熱心な聴講者がぞくぞく参集し、会場満席の参加者を得て熱気あるセミナーが開催されました。

講師小川量司氏の寸暇を惜しむご多忙のなか、この日のために傍大な資料のご用意をいただき、業界ナンバーワンに至った足跡や社内諸制度、経営理念などを自信に満ちた明快な言葉で講演をいただき、参加者一同大きな感銘と啓発を得た極めて充実したセミナーとなりました。

ここに誌面を借り、小川講師に改めて厚く御礼を申しあげる次第でございます。

青年部会長 尾辻 胖



講演をする小川量司氏

満席の会場風景



研修委員会行事について

研修委員長 鈴木 西 市

昭和60年、会報新春号の発刊に当り、(社)町田法人会、研修委員会の59年度事業の一部をご報告致します。

59年度に実施致しました、初級並びに中級簿記講習会の開講につきましては、東京税理士会町田支部の担当副支部長の諸先生方と講義内容と日程等につき打合せ致しました処、非常に協力的にご支援頂き下記のように計画致しました。

| 初級実務簿記講座 | 中級実務簿記講座 |
|-------------------|--------------------|
| 5月 11日、18日 | 10月 8日、12日、19日、26日 |
| 6月 8日、15日、22日 | 11月 2日、9日、16日 |
| 7月 6日、13日、20日、27日 | |

概要 初級、中級両講座とも

講師は東京税理士会町田支部 植木幹夫税理士
講義時間は開始時刻18:00 閉講20時30分

会場は町田市社会福祉協議会二階第一会議室

なお実施結果については受講者は初級簿記講座29名、中級簿記講座は32名、各回とも殆んど全課程落後者もなく、両講座の最終回を修了式に当て、式当日は修了証書に記念品を添えて、三橋法人会

長より授与があり受講者代表より謝辞があつて講座の修了式が終了しました。また開講式、修了式には、町田税務署法源第一部門の高梨統括官及び会津指導官のご臨席と法人会本部よりは三橋会長並びに石井副会長出席のもとに厳粛のうちにもなごやかな雰囲気にて好評裡に、59年度の初級、中級の簿記講座が終了致しました。

第二の研修事業につきましては従来よりの三橋会長の要望であった各地区毎の会員に対しての研修会の計画については、各地区研修委員との打合会を行ない、会長の意志を伝えました処その必要性に同意して頂きましたので11月中に実施にうつすべく、まず町田税務署及び東京税理士会町田支部に講師派遣と研修内容についてご協力方お願い致しました処町田税務署よりは会津指導官の「躍進する企業と明日の経営」と題して60分間、税理士会よりは「あなたの会社の損益分岐点、についての講義を、税理士会、武井副支部長、安部副支部長、浜田副支部長の各幹部税理士先生をご派遣頂き 120分にわたり担当して頂きました。

なお実施要領の概要は下表のとおりです。

| 地区名 | 月 日 | 講 師 | 本部役員 | 会 場 |
|-------|--------|-------------|---------|---------------|
| 南 | 10月15日 | 武井税理士、会津指導官 | 石井副会長 | (株)ケーユー商事 |
| 鶴 川 | 10月20日 | 浜田 〃 、 〃 | 〃 | 浜 銀 鶴 川 支 店 |
| 町 田 南 | 10月30日 | 安部 〃 、 〃 | 三 橋 会 長 | 町 田 市 商 工 会 |
| 町田中央 | 11月 5日 | 浜田 〃 、 〃 | 〃 | 第一生命ビル2F |
| 町 田 北 | 11月 5日 | 浜田 〃 、 〃 | 〃 | 〃 |
| 忠 生 | 11月 5日 | 武井 〃 、 〃 | 鈴木副会長 | 忠生市民センター |
| 堺 | 11月14日 | 安部 〃 、 〃 | 〃 | 堺 市 民 セ ン タ ー |

※ 各会場とも町田税務署よりは法人第一部門高梨統括官、会津指導官ご臨席。

※ 開会時刻は各会場とも 開始14:00 閉会16:30 但し忠生地区のみ18:00~21:00。

簿記講習会の講師を担当頂きました植木税理士先生、また地区別研修会の講師をご担当頂きました、東京税理士会町田支部、浜田、安部、武井各

副支部長先生、町田税務署法人部門、高梨第一統括官並びに会津指導官の方々にこの紙面を借り、そのご協力に対し衷心より感謝の意を表します。

福利厚生制度のご紹介

～厚生委員会～

ご利用下さい、法人会の福利厚生制度を!!
会員の皆様を対象に、現在法人会が取扱っております、福利厚生制度についてその概要をご紹介します。

32社 42人 98口 (町田法人会)
15,056社 26,112人 86,232口 (全法連)

1、経営者大型総合保障制度

経営者及び主要幹部役員が不測の事故に遭った場合の企業の損害に備えるもの

- ◎ 企業が保険契約者となって保険料を負担
- ◎ 保険料は全額損金算入
- ◎ 被保険者は経営者等
- ◎ 保険金受取人は企業 (保険金を受取ったときは、益金算入) 企業は受取った保険金をもって、死亡退職金、弔慰金等に充てる、(損金支出)あるいは企業の資金に充てる。
- ◎ 最高3億円の大型保障
- ◎ 入院・手術・休業保障を含む豊富な給付内容

59年11月現在の加入状況

320社 807件 (町田法人会)
136,775社 325,094件 (全国法人会総連合)

2、経営者退職年金制度

経営者、役員のための退職金の積立制度

- ◎ 月々計画的な掛金で多額の退職金の準備ができます。
- ◎ 積立金は年金、一時金いずれかの方法でもお受取りになれます。
- ◎ 掛金は安全有利に運用され、いつ脱退されても掛損はありません。
- ◎ 在職中は、この制度で積みため、退職時に一時金で受取り次の「経営者のための個人年金制度」につなげるのが有利です。

59年10月現在の加入状況

3、経営者のための個人年金制度

公的年金(厚生年金等)を補充し、自らの力で最も有利に年金が得られるよう、特に法人会が創り出した、年金制度。

将来公的年金は財政事情の悪化により給付額の圧縮、掛金の値上げ、給付開始年令の延期等が予想され、条件が悪くなることは免れそうもありません。これに備えて自らの力で守る必要があります。生涯を保障する終身年金です。

10年の保障期間がありますので期間内に死亡された場合でも、ご家族に残額が支払われます。

生保型と信託型の二種類があり、それぞれ特徴をもっております。

59年10月現在の加入状況

生保型 7件 信託型 36件 (町田法人会)
〃 4,031件 〃 4,563件 (全法連)

4、特定退職金共済制度(東法連実施)

従業員の退職金を確保するための制度でいかなる場合でも従業員に確実に退職金が支払われるよう、月掛けで積立てることにより退職金制度が容易に確立され、求人对策、従業員の意欲向上、定着化に役立ちます。

原則として、全従業員を加入させ、掛金月額は一〇、〇〇〇円で16口まで加入出来ます。過去勤務期間(10年限度)分も積立てることが可能です。

59年11月現在加入状況

69社 377人 1,958口(町田法人会)
6,845社 45,636人 291,804口(東法連)

法人会 人間ドック制度

現在、町田市内で法人会人間ドック実施病院として、指定されておりますのは、後記の三病院です。

いずれも、内容の濃い検診を廉価で実施し、しかも検診後のフォローアップ指導まで行なっております。

◎ 受診資格

会員企業の役員とその家族および従業員。ただし、あけぼの病院の場合は従業員の家族も可。

◎ 受診費用

男性1人30,000円、女性1人32,000円。ただし、あけぼの病院の場合以外は男女とも検査内容が同一であるため女子も30,000円です。

◎ 受診手続

希望者は、法人会事務局より受診証の交付を受け、直接病院に受信日時その他の予約を行なって下さい。なおあけぼの病院の場合は直接医事課に申し込んで下さい。電話でも結構です。

☆ 町田法人会指定病院

- (1) 成南病院 南成瀬1-1-2 TEL287811
- (2) 町田胃腸病院 旭町1-17-21 TEL266511
- (3) あけぼの病院 中町1-11-11 TEL281111

新がん 保険制度

(1) もしも「がん」、で入院されたら1ヶ月(30日)45万円(主たる被保険者1口当り)の入院給付金が支払われます。

また三口まで加入することが出来ます。退院後の療養には在宅療養給付金として退院時に一口につき20万円が支払われます。

死亡時には死亡保険金として一口につき150万円が支払われます。(死亡時の年齢満65才以上の場合は75万円が支払われます。)

(2) 保険料は契約時の満年齢で決まりますから早くご加入になるほど安くその保険料で終身保障されます。

(3) 法人会の他の各種福利厚生制度を補充するもので、18才から80才までの方が加入できます。

(4) 日本人の死亡原因の第1位が〈がん〉です。57年の〈がん〉による死亡者は17万4,800人といわれています。しかし早期発見、早期治療により2人に1人は治るともいわれております。

〈がん〉の治療には多額のお金が必要ですが、新がん保険により安心して治療に専念することが大切です。

以上、それぞれの制度についての詳細は、法人会事務局まで、お問合せ下さい。

ご利用下さい

昭和59年分 相続税財産評価基準

路線 価格 評価 倍率 表

以上、町田税務署関係が当会に東京国税局より配布されておりますのでご利用される方は(社)町田法人会、事務局にお出で下さい。

短 信

◎ 納税表彰式典

昭和59年11月13日(火) 午後2時より町田市民ホールにおいて町田税務署管内各納税協力団体に対し納税表彰式典が挙行されました。

社町田法人会関係にては次の各氏が町田税務署早川署長より納税表彰の栄誉に浴されました。

- ☆ 表彰状 (株) ケーユー商事 井上恵博氏
- ☆ 感謝状 (株) 三 和 小山克己氏

◎——全法連創立30周年記念式典——挙行

全国から 2,500余名の会員参加のもと

——中曽根総理大臣・竹下大蔵大臣が臨席祝辞——

11月9日(財)全国法人会総連合の、創立30周年記念式典が挙行されました。当日は北は北海道から南は沖縄まで実に2500余名の会員が会場狭しとば

かり参加されました。式典は国歌斉唱、物故者に対する黙祷等々、来賓の挨拶に入り政務ご多忙の中を中曽根総理大臣・竹下大蔵大臣の政府首脳と、その他鈴木東京都知事、ほか各界の首脳がご臨席のうえ、それぞれ法人会活動を称賛のご祝辞を頂きましたことは法人会事業のなかでも特筆すべき行事であったと思います。

当会からは三橋会長はじめ8名参加、全国の会員と共に歓談この盛大な式典を祝いました。

なお、町田法人会三橋会長には、長年の法人会活動の功勞に対し功勞表彰の恩典に浴され、また社町田法人会も会員増強優秀会として金賞を受彰の栄誉に浴しました事をご報告致します。

(新高輪プリンスホテルにて)

会費納入についてのお願い

当法人会も会員の皆様のご理解あるご協力のお陰にて会員も大変に多くなりました、有がたく深く感謝致しております。それにともない、地域が広範囲のため、会費の徴収方法と致しまして前々から多数の会員の皆様にご協力頂いております**三井ファイナンスによる会費の引落し**、また、**当会取引金融機関へのお振込み**の方法に切替えて頂き事務処理の簡素化にご協力下さるようお願い致します。

なお、地区役員が直接集金にお伺いする場合もございますので、その節は何卒よろしくご協力のほど重ねてお願い致します。

法人会会費振込先金融機関

| 取引先銀行名 | 預金種類 | 店番号 | 口座番号 |
|--------------|------|-----|---------|
| 横浜銀行 町田支店 | 普通預金 | 931 | 013854 |
| 富士銀行 〃 | 〃 | 266 | 539960 |
| 住友銀行 〃 | 〃 | 252 | 96719 |
| 三井銀行 〃 | 〃 | 178 | 4192930 |
| 三菱銀行 〃 | 〃 | 228 | 4440282 |
| 安田信託銀行町田支店 | 〃 | 38 | 602320 |
| 八千代信用金庫町田支店 | 〃 | 10 | 0164011 |
| 東京都民銀行玉川学園支店 | 〃 | 060 | 0313328 |
| 東都信用組合 | 〃 | 05 | 49191 |

協和銀行 成瀬支店
八千代信用金庫 南町田支店

当座預金 245-003931
普通預金 29-0157972